

移動式水モニタを備える船舶の消火ポンプの容量に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

移動式水モニタを備える船舶の消火ポンプの容量に関する事項

改正理由

決議 MSC.365(93)により改正された SOLAS 条約第 II-2 章第 10 規則においては、2016 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶であって暴露甲板に 5 段以上のコンテナを積載するものには、高層のコンテナへの放水を目的とした移動式水モニタ等を設置する旨規定されている。

従来 SOLAS 条約第 II-2 章第 10.2.2.4.1.2 規則においては、射水消火装置への給水のための消火ポンプの総容量は、貨物船においては $180m^3/h$ を超える必要がない旨規定されていたが、上記の改正により、移動式水モニタの設置が要求される船舶においては当該上限を適用できない旨規定されている。

IACS は、当該上限の規定の改正について、移動式水モニタへの給水のために消火ポンプが使用される場合に当該ポンプの総容量を $180m^3/h$ よりも増加させる必要があることを考慮したものと考え、移動式水モニタの設置が要求される船舶であっても、移動式水モニタ用に専用のポンプ及び管系が設置され十分な給水が確保される場合には、射水消火装置用の消火ポンプの総容量の上限をこれまで通り $180m^3/h$ としよ旨等明確にする IACS 統一解釈 SC270 を 2015 年 1 月に採択した。

また、火災安全設備コード (FSS コード) の第 12 章には、非常用消火ポンプの容量を上記 10.2.2.4.1.2 規則により要求される消火ポンプ (主消火ポンプ) の合計容量の 40% 以上とする旨規定されている。非常用消火ポンプは主消火ポンプが設置される区域の火災の際に使用されるものであることから、IACS は、上記の統一解釈において、移動式水モニタ用の設置の有無にかかわらず、従来の主消火ポンプの合計容量の上限である $180m^3/h$ に 40% を乗じたもの ($72m^3/h$) をこれまで通り非常用消火ポンプの容量の上限とできる旨併せて明確にしている。

今般、IACS 統一解釈 SC270 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 移動式水モニタの設置が要求される船舶であっても、移動式水モニタが専用のポンプ及び管系により供給される場合には、主消火ポンプの総容量は、 $180m^3/h$ を超える必要はない旨規定した。
- (2) 移動式水モニタの設置が要求される船舶であっても、非常用消火ポンプの総容量は、 $72m^3/h$ を超える必要はない旨規定した。